

所管部課	地域福祉部 福祉推進課	部長	伊野宮 崇		
件名	東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（所得割のみ非課税世帯、子育て世帯）実施要綱について		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
	関係事項	条例規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、「令和5年度東大和市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（所得割のみ非課税世帯（1世帯当たり7万円）、子育て世帯（児童1人当たり5万円）」を支給するため、必要な事項を定めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 支給対象者 基準日（令和5年12月1日）において、市の住民基本台帳に記録されている者で、次の①又は②に該当する世帯の世帯主とする。 ① 令和5年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯（所得割のみ非課税世帯） ② ①及び、非課税世帯に対する給付金の対象世帯で、基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童がいる子育て世帯への加算</p> <p>(2) 支給額 ①1世帯当たり7万円 ②児童1人当たり5万円</p> <p>(3) 支給の方法 ①及び②の世帯：対象世帯に対して通知書を郵送し、指定の口座に振り込む。 （通知書の郵送予定時期：令和6年3月上旬）</p> <p>(4) 施行日 本要綱の制定起案決裁日 失効日 この要綱は、令和6年9月30日限り、その効力を失う。</p> <p>2. 影響及び効果 臨時特別給付金の支給事務を適切に進めることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年11月 2日 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受け、「エネルギー・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額について、閣議決定 令和6年 1月26日 市補正予算専決処分（所得割のみ非課税世帯（1世帯当たり7万円）及び子育て世帯への加算（児童1人当たり5万円）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、内閣府等からの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する通知を参考に進める必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。